

総務警察委員会記録

開催日時 令和3年11月29日(月) 13:29～13:49

開催場所 第1委員会室

出席委員 9名

奥山 博康 委員長

松本 宗弘 副委員長

疋田 進一 委員

山中 益敏 委員

乾 浩之 委員

中野 雅史 委員

山村 幸穂 委員

藤野 良次 委員

山本 進章 委員

欠席委員 なし

出席理事者 湯山 総務部長 ほか、関係職員

傍聴者 なし

議 事

(1) 議案の審査について

議第109号 知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正
する条例

議第110号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

<会議の経過>

○奥山委員長 それでは、ただいまより総務警察委員会を開会いたします。

欠席等はありません。

密集、密接を避けるために当面の間、各委員会の傍聴人を5人に制限しておりますので、ご承知ください。

案件に入ります前に、あらかじめお断りしておきます。

本日の委員会では、付託議案の審査のみとなりますので、ご了承願います。

また、総務部長、総務部次長、人事課長、財政課長に限って出席を求めていますので、ご了承ください。

まず、案件に入ります前に、新しく当委員会の委員に就任されました疋田委員より自己紹介をお願いします。

○疋田委員 ただいまご紹介をいただきました、新しくこの総務警察委員会に所属をさせていただくことになりました疋田進一と申します。皆様の今までの経緯をしっかりと理解し、そして皆様に後れを取らぬよう、足を引っ張らぬよう努力してまいり所存でございますので、どうぞご指導、ご鞭撻賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。（拍手）

○奥山委員長 次に、疋田委員の席順についてですが、ただいまの席順でよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

それでは、そのようにさせていただきます。

それでは、案件に入ります。

当委員会に付託を受けました議案は、委員会次第に記載のとおりでございます。

それでは、付託議案について、総務部長より説明願います。

なお、理事者の皆様におかれましては、着席にてご説明願います。

○湯山総務部長 本定例県議会で先行して審議をお願いしております条例案について、お手元にお配りしておりますA4横、令和3年11月定例県議会提出条例により内容をご説明申し上げます。

まず、1ページ、議第109号、知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例です。これは、知事及び副知事、常勤の委員並びに教育長の期末手当の支給割合を100分の10引き下げるため、知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例のほか、要旨に記載の2つの条例を改正するものです。

続いて2ページに記載のとおり、施行期日は令和3年12月1日としていますが、令和4年度以降の期末手当については、令和4年4月1日施行としています。

続いて9ページ、議第110号、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例です。これは、人事委員会の給与に関する勧告に鑑み、一般職の職員の期末手当の支給割合の改定を行うものです。具体的には、要旨の欄に記載のとおり、一般職の職員の期末手当について、再任用職員以外の職員の支給割合を100分の15、再任用職員の支給割合を100分の5、10ページに記載のとおり、一般職の任期付職員、任期付研究員の支給割合を100分の10、それぞれ引き下げるものです。施行期日は令和3年12月1日としていますが、令和4年度以降の期末手当については、令和4年4月1日施行として

います。ご審議のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○**奥山委員長** ただいま説明のありました付託議案についての質疑を行いますので、ご発言願います。

○**山村委員** それでは、議第110号の一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてお伺いします。

昨年に引き続き期末手当の引下げになっており、平均で5万7,000円と出ていましたけれども、かなり大きな額だと思っています。総額で約9億4,500万円ですので、地域経済に対する影響も大きいと考えています。政府は国家公務員の給与についても、人事院から引下げの勧告がありましたけれども、それについては今回、コロナ禍の異例の状況であることに鑑みて、地方公務員あるいは学校、病院職員の給与の引下げにもつながる、あるいは準拠している財団などにも影響が避けられないということで、政府が今、掲げている成長と分配の好循環の政策には反するというので、今年の年末の実施を見送るという判断をされたと聞いています。実際に、奈良県下の市町村でも実施を遅らせるということも聞いています。県では人事委員会の勧告のとおり今年12月に実施されるということですが、このような政府の動向や、地域経済への影響について、どのようにお考えかお伺いします。

○**中野人事課長** 私ども地方公務員の給与については、地方公務員法において、社会一般の情勢に適応するように随時、適切な措置を講じなければならないと定められています。そのため、本県においては、これまでから県内の民間事業者従業員と奈良県職員との精確な公民比較のうえでされている人事委員会勧告を尊重して、速やかに給与の改定をしてきたところです。今回の人事委員会勧告において、期末手当の改定の実施時期については、令和3年12月1日とされており、このことを踏まえて、勧告どおりに実施したいと考えているものです。

なお、全国の都道府県の状況を申し上げますと、47団体中36団体、約77%については、本県同様12月に改定すると聞いています。

○**山村委員** 公民の較差をなくすことが、実施の理由だとお答えいただきました。人事委員会では民間事業者50人以上の規模のところ、283か所から抽出99か所で調査されていますけれども、コロナの影響を受けている病院などは除外して調査されているとなっていました。そういうことから考えても、今のコロナ禍において、本当に民間との関係という点で精確なのかと疑問を持っています。それとともに、お答えにはなかったのですが、

政府も今の社会の景気の状態、あるいはコロナで影響を受けている中でこのような公務員の引下げが民間の引下げ圧力にもなっていくという関係もあるわけですから、9億円にも上る消費の基になるお金が減らされたことによる地域経済への影響も懸念されている点について、県としての判断はどう思っているのでしょうか。

○中野人事課長 先ほど答弁させていただきましたとおり、地方公務員の給与の定め方に関しては、社会一般の情勢に適應するように、随時適当な措置を講じなければならないという法律上の定めがあります。そういう意味では、法定どおりの原則的な取扱いでこれまでからやってきていますし、今後もやっていくべきと考えています。

○山村委員 質問と違ったお答えだと思います。11月24日に出ている総務省の通知で、地域の実情に見合っということがありますけれども、国家公務員の取扱いを基本にして対応しましょうと言われていています。その中に、コロナ禍の異例の状況下で国勢全般の観点、特に経済対策という点で、これが本当に理解を得られることになるのかという指摘がありました。その点について法にはそう決まっていますけれども、今の現状に対してどう影響が出るのか考えないといけないのではないかと思います。それは考えていないということなのですか。

○中野人事課長 国からの通知では、山村委員お述べのと通りの記載があります。他方で、地域の実情を踏まえつつというところで、地方公務員法の趣旨にのっとり適切に対応するということが前提にあると考えていますので、それにのりつつした手続を取ってまいりたいと考えています。

○山村委員 回答が変わらないので、このまま何度言っても同じだとは思いますが、現況、コロナ禍という異例の事態になっている中で、実際に比較する場合に病院などでは大きな影響を受けていることが分かっている、それを除外した上で比較をしているという状況から見ても、これが本当に今やるべきなのか疑問があるということを申し上げておきます。

もう1点、コロナによって多くの職員の皆さんが長時間過密と言えるような労働条件に置かれて、かなりストレスもかかっていると思います。人事委員会の報告書の中でも、職員の長時間労働などの負荷が大きく、長時間労働の実態が改善されていないとも言われていますし、精神的なストレスによる休業も多いということが指摘されている状況です。今のコロナの状況でも、県民の実際の状況から考えて、非常に多くの仕事に対応せざるを得ないという事態に追い込まれている中で、多くの職員が使命感を持って職務に当たっていただいていると思います。本当に必死で頑張っている職員の皆さんに対して

給与を引き下げるというやり方は全くそぐわないと思いますし、皆さんの思いに応えることになっていないのではないかと思うのですけれども、この点はどうお考えですか。

○中野人事課長 これまでの間の職員の頑張りに関しては、本当に感謝に堪えないと、私どもも山村委員と同様の思いを持っています。他方で、地方公務員の給与制度に関しては、制度に基づいた支給内容であるべきものですので、先ほど申し上げたとおりの対応を取らざるを得ないと考えています。

○山村委員 それは本当にしゃくし定規で、いろいろな事態が起こってきたときに、それに対応して働いている人たちの身になって考えていくのが本来あるべき姿で、法に書かれているからそのようにという話ではないと思うのです。働く人の意欲あるいは感謝の気持ち、そういうものに対してきちんとした処遇をするのは当たり前のことだと思いますし、こういう状況の中で減額をされることに、多くの国民、県民の人が本当に納得できることにはならないのではないかと強く思います。このことを申し上げておきたいと思います。

○奥山委員長 ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかになければ、これをもちまして付託議案についての質疑は終わります。

続いて、採決に入る前に、付託議案について、各委員の意見を求めます。

○中野委員 自由民主党は賛成いたします。

○乾委員 自民党奈良は賛成します。

○山本委員 賛成します。

○藤野委員 賛成します。

○山村委員 議第110号に反対します。

○山中委員 公明党、賛成いたします。

○疋田委員 賛成いたします。

○奥山委員長 ほかに意見はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、これより採決に入ります。

ただいま議第110号、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、委員の反対の意見がありましたので、起立により採決いたします。

お諮りいたします。議第110号、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

ご着席願います。

起立多数であります。よって、ただいまの議案は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議第109号については、簡易採決により行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、お諮りいたします。

議第109号、知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議がないものと認めます。よって、ただいまの議案は、原案どおり可決することに決しました。

これをもちまして、付託議案の審査を終わります。

次に、委員長報告についてであります。本会議で反対討論をなされる場合は、委員長報告に反対意見を記載しないこととなっておりますけれども、日本共産党は反対討論をされますか。

○山村委員 します。

○奥山委員長 それでは、委員長報告には議第110号については反対意見を記載しませんので、よろしく願います。

これをもって、本日の委員会を終わります。